

【目的外使用許可の基準について】

行政財産の使用目的が、福島市財務規則第216条第1項第1号から第6号までに該当する場合は目的外使用許可基準となります。下記に記載する条件のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の使用を許可することができます。

1. 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の便益施設を設置するとき。
2. 学術調査、研究、体育活動、行政施策の啓もう宣伝その他公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供用するとき。
3. 水道事業、電気事業、ガス事業、電気通信事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
4. 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
5. 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
6. 前各号に掲げるもののほか市長が特にその必要があると認めるとき。